

職務専念義務違反に関する件

<p>通報内容</p>	<p>本件は、X局Y課Z係において、A職員が、勤務中連続して業務外のインターネット閲覧を行っている。周りの職員はその事実を知っているのにも関わらず、無関心である、とする通報である。</p>
<p>委員の対応・ 不対応の判断 及びその理由</p>	<p>1 A職員の勤務状況について</p> <p>A職員はX局Y課Z係において、物品購入等の発注及び支出関係事務、行政財産目的外使用の許可申請処理、各種通知の收受、仕分け作業などの業務を行っている。</p> <p>A職員は基本的に自席業務が中心であることから、パソコンは常時操作できる状況にある。</p> <p>2 Y課のB課長、C係長、D職員、E職員、F職員、G職員及びA職員へのヒアリング等による調査結果により、以下のことが確認された。</p> <p>(1) B課長、C係長のヒアリング結果</p> <p>いずれのヒアリングからも、A職員の勤務時間中における業務に関係がないサイトの閲覧行為を目撃していたことがあるとのことだったが、A職員の健康状態に一定の配慮を要すると考えたことから、直接的に指導はせず、A職員がサイトを閲覧している際に名前を呼ぶなどして、A職員に気づかせようとしたが、A職員は気づかなかったとのことである。</p> <p>(2) D職員、E職員、F職員、G職員のヒアリング結果</p> <p>いずれのヒアリングからも、A職員の勤務時間中における業務に関係がないサイトの閲覧行為を目撃したことがあるとのことであった。</p> <p>(3) インターネットへのアクセスログについて</p> <p>所属において、ログを抽出し解析を行ったところ、令和6年4月1日から6月19日までの間の全ての勤務日において、天気予報関連のサイトや車関連のサイト、ニュースのサイトへアクセスしており、その回数は平均で1日124回、多い時では1時間に157回に上った。アクセスログは業務に関係のないサイトを表示した記録であり、必ずしも表示された時間のすべてにおいてA職員が閲覧していたことを示すものではないが、サイトに頻回にアクセスした時間帯の場合は、1サイト当たりの表示時間が短くなる傾向となるため、表示時間のすべてにおいて閲覧していた可能性は高いと考えられる。</p> <p>そこで、アクセスログのうち1時間換算でアクセス数が100回を超える6つの時間帯(うち1つは30分間のため総計5時間半)を確認したところ、アクセス数の総計は711回であり、これを基に1つのサイトの平均表示時間を計算すると約28秒となる。前述のとおり、アクセスログからは離席の状況を把握することはできないとしても、28秒に1回の割合で画面を切り替えているということは、その時間帯は離席せず、業務と関係のないHPを閲覧していた可能性が高いと推認せざるをえない。このような利用の実態を踏まえると、その他の時間帯においても在席して一定時間閲覧していたと判断することも妥当なものと考えられる。</p> <p>(4) A職員へのヒアリング結果</p> <p>ヒアリングの結果、業務に関係のない天気予報のサイトや車関連のサイト、ネットニュースなどを閲覧していることを認めている。ほぼ毎日、1日に2回程度、1回の閲覧は30分程度の閲覧をしているとのことであった。</p> <p>令和6年3月頃から、業務に余裕がでるようになったことから閲覧するようになった。良くないことであるとは分かっていたが、認識の甘さから見たと述べている。</p> <p>2 まとめ</p> <p>A職員による勤務時間中における業務に関係がないサイトの閲覧行為について、アクセス</p>

	<p>ログからの検討では、少なくとも6つの時間帯（うち1回は30分間）においては1時間又は30分間に渡って閲覧していた可能性が高く、その他の時間帯においても一定時間閲覧していたと判断することも妥当と考えられる。また、A職員もヒアリングにおいてほぼ毎日、1日に1時間程度閲覧していたことを認めており、これはアクセスログの検討結果とも符合する内容である。加えて、上司であるB課長、C係長、D・E・F・G職員もA職員による閲覧行為を目視したことがあると述べている。これらのことから、A職員が対象期間の勤務日において、アクセスログが残る全ての時間帯において閲覧行為をしていたと断定するまでは至らないものの、高い頻度で一定の時間帯に渡って閲覧行為を行っていたことが強く疑われるところである。これは、地方公務員法上の職務に専念する義務に抵触するおそれがある行為であったと推認でき、公務員としての自覚に欠けるものであると言わざるを得ない。</p> <p>このようなA職員の行為について、B課長、C係長は通報を受ける前から認識していたものの、4月にA職員の健康状態が改善傾向にあったことから、徐々に業務量を増やすことで、A職員による閲覧行為がやむのではないかと期待して直接的な指導はせず、様子を見ていた。その後も閲覧行為が引き続き見られたため、直接的な指導をしても健康状態に悪影響を与えないか見極めたうえで、指導をしようとしていたが、健康状態への影響を過度に配慮するあまり、本通報があるまで効果的な指導等ができていなかった。このことは、管理監督者として指導をする意思がなかったとまでは言わないが、例えば本人と定期的に面談を行い、健康状態や業務の遂行状況等を確認しながら、指導や業務量の見直しを進めることもできたのであり、職員への配慮ばかりが先立ち、指導が後手に回った面は否めない。</p> <p>所属は、現在に至るまでの状況を重く受け止め、本人に対して注意をするとともに、B課長及びC係長へはA職員の行動をこれまで以上に観察し、A職員に問題行動が認められれば、機を逸することなく指導を行うよう指導したとのことである。</p> <p>また、現在、A職員は、自身の行為を反省しており、業務に専念し、業務外のインターネット閲覧は行っておらず、責任職は業務分担の見直し等を行い、業務に専念する体制を整えるとともに適宜適切な指導を実施しているとのことである。</p> <p>以上より、業務と関係のないサイトへの閲覧行為が認められ、職務専念義務に抵触するおそれがある行為であったと認められるが、所属において、業務に専念させるよう体制を整え、本人も現在は業務に専念しており改善の努力を行っていると認められる。そのため、X局に対して、同行受診等により今後もA職員の健康状態を把握するとともに、適切な労務管理に取り組んでいただくことを強く求めることで、本件の対応を終了する。</p>
本市の対応	<p>A職員の行動をこれまで以上に観察し、問題行動が認められれば、適時適切に注意・指導を行う。</p> <p>所属として法令遵守や服務規程遵守について、繰り返し周知を行う。</p>